

千葉県恩給条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（デジタル手続法）が令和元年5月31日に公布され、これに伴い住民基本台帳法が改正されたことにより、引用している条文に条項ずれが生じたことから、条項ずれの修正を行った。

2 改正内容

- ・様式第十九号について、住民基本台帳法の条項ずれの修正を行った。

3 施行期日

令和6年8月30日